

## 役員報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ACOB A（以下「この法人」という。）の定款第19条の規定に基づき、この法人の役員報酬並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、特定非営利活動促進法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (報酬)

第2条 役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- (1) 報酬額は月額とし、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。
- (2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- (3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

### (報酬の支払日)

第3条 役員報酬の支払いは、毎月末日（支払日が土日祝日の場合は、その前日）とする。

### (報酬の支払い)

第4条 役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。また、法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

### (費用)

第5条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

### (改定)

第6条 この規定の改定は、理事会の決議により行うものとする。

附則 この規程は、平成19年6月1日から施行する。（平成19年6月1日理事会決議）